解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

東京都千代田区紀尾井町三番二九号

社団法人日本食糧協会

代表清算人　加藤欽一郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

神奈川県川崎市宮前区宮崎二丁目二番二三号

財団法人東急弘潤会

清算人　葛西　連二

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

神奈川県相模原市南区文京二丁目一番一号

財団法人翠葉カルチャーセンター

清算人　福舘　和子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

川崎市宮前区土橋三丁目一番二号

財団法人川崎市水道サービス公社

代表清算人　入江　高一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月二日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

新潟市西蒲区夏井九五五番地

財団法人夏井財団

代表清算人　山上　清門

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

福井県今立郡池田町志津原第一四号一七番地

財団法人池田屋

清算人　杉本　博文

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

山梨県甲府市川田町五一七番地

特例民法法人青少年育成山梨県民会議

代表清算人　山田　文夫

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為に定める存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

山梨県富士吉田市上吉田二二七七―三

財団法人山梨県郡内地域地場産業振興センター

代表清算人　前田　重夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年二月十三日開催の理事会の決議により、平成二十五年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷九五四九―六番地　財団法人野沢温泉村振興公社

代表清算人　富井　俊雄

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

長野県岡谷市長地出早二丁目一〇番一〇号

財団法人岡南教育振興会

代表清算人　小口　弘夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

岐阜市薮田南五丁目一四番一二号

社団法人岐阜県生活衛生同業組合連合会

代表清算人　滝　多賀男

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

岐阜県岐阜市長良福光大野二六七五の二八

財団法人岐阜県イベント・スポーツ振興事業団

清算人　三島　省平

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

名古屋市東区豊前町三丁目三二番地

財団法人名古屋市リサイクル推進公社

代表清算人　神下　豊

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

愛知県一宮市音羽一丁目五番一七号

財団法人一宮市きょう会館管理公社

代表清算人　森　昌宏

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

名古屋市中区正木一丁目一五番八号

財団法人東海心身医学研究会

清算人　野島　精二

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間満了により解散しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

名古屋市熱田区森後町一一番一二号

財団法人健身会館

代表清算人　加賀　時男

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

愛知県豊田市西山町五丁目一番地

財団法人豊田市公園緑地協会

代表清算人　水野　和之

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月二十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

三重県津市島崎町三一四番地

社団法人三重県雇用開発協会

清算人　山際　照男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年五月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

京都市伏見区本材木町六六八―三　月桂冠酒蔵オフィス九号室

社団法人京都南労働基準協会

清算人　柴田　佳弘